

令和7年度 正木小学校 いじめ防止 基本方針

はじめに

ここに定める「正木小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第1項3条を踏まえ、岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針が、令和7年4月1日に改定されたことを受けて本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」
- ・ 「どの子もいじめを受けた児童にもいじめを行った児童にもなりうる」
- ・ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

具体的ないじめの態様は、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（3）学校としての構え

- ・ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に

徹底する。

- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・全ての児童が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりを行う。

2 いじめの未然防止のための取組 （自己有用感や自己肯定感を育む）

（１）いじめのない安心して過ごせる魅力ある学級・学校づくり （分かる・できる授業、規範意識・主体性・自治力等の育成）

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「できた、分かった」という達成感や自己肯定感が味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが許されないことなどについて、学校教育全体を通じて具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられる心の成長を支える教育相談に努める。
- ・3 カ月に一度、いじめを防止する週間を設け、一人一人がいじめや人権にかかわる問題に目を向ける学習や取り組みを行う。

（２）生命や人権を大切にする指導 （豊かな心の育成、共生教育の重視）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合い、異年齢集団での活動や幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心や他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通じた指導 （自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学校における教育活動全体において、以下の３点を留意した指導を充実し、魅力ある学校づくりを推進する。
 - ① 児童一人一人について多面的理解に努め、児童の自己肯定感を育成する。
 - ② 共感的理解に基づく望ましい人間関係を育み、児童の自己有用感を育成する。
 - ③ 受容的態度で接し、自己の生き方について考えさせ、自己を生かす能力を養う。

（４）インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じて行われるいじめに対す

る対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析して対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・児童の些細なサインも見逃さないよう、全教職員がきめ細かい情報交換を日常的に行う等、いじめの認知に関する意識を高くもつ。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、相談員等、関係職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や年間の現職研修において「正木小いじめ防止基本方針」及び「正木小早期発見・事案対処マニュアル」を使用した職員研修を行い、一人一人の教職員が、未然防止及び早期発見・早期対応に適切に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・校内外において、いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学び、自校の対応マニュアルの見直し等も含めた教職員の研修を行う。
- ・「教育支援センター専門員だより」等を活用して、いじめ事案への対応やその後の再発防止に向けた研修をする。

(4) 保護者との連携

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校は警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に通知を行う。
- ・いじめが確認された後には、いじめを行った側や、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめを行った児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめを行った児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりする

ことがないよう、保護者の理解や協力を得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から羽島市教育委員会や警察、子ども相談センターや羽島市役所健幸福祉部子ども支援課、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実確認を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。また、重大事態が発生した場合には、羽島市いじめ防止専門委員会へ支援、調査、調整を要請し、解決を図るようにする。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（いじめ対応担当教諭）、保健主事、養護教諭、教育相談主任

（該当児童の学年主任、学級担任 等）中学校区の主幹教諭、スクールカウンセラー
学校職員以外：羽島市少年センター（羽島市いじめ防止専門委員会の事務局担当者）

※ 羽島市いじめ防止専門委員会：弁護士、学識者、児童の福祉・心理・発達等の専門家 等

いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員
スクールソーシャルワーカー、医師、外部専門家の参画 等

5 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【基本的な対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知をしたら、管理職へ報告し、いじめ対策委員会で対応方針を決定
- ②事実関係の丁寧で確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得ながら背景等も聞き取る）

※いじめと認知した場合は、教育委員会へ「いじめ認知報告書」（第2号様式）を提出。

③いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じてカウンセラー等の要請）

④いじめを行った側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。形式的な謝罪や強制された謝罪とならないよう、心からの謝罪となるようにする。）

⑤保護者への報告と指導への協力依頼（いじめられた側の児童・保護者への謝罪含む）

⑥ 関係機関との連携（教育委員会への経過報告，必要に応じて関係機関へ協力要請。）

⑦経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携協力）

※安易に「解消した」とせず、「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月を目安とする）と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及び保護者に丁寧に確認すると共に見守りや支援を継続する。

※解決した場合は、教育委員会へ「いじめ対応報告書」（第3号様式）を提出。必要な場合は、羽島市いじめ防止専門委員会からの助言や支援を依頼する。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、いじめにより児童が相当な期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。また、羽島市いじめ防止専門委員会へ支援，調査，調整を要請する。
- ・調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

【調査結果の提供・報告】

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等やその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から、どのように行われたか。学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーや個人情報の保護に配慮しながら適切に行う。

6 資料・個人情報等の取り扱い

地方公務員法：第34条

職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同じ5年間とする。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠匿せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切におこなうため，学校評価において，「いじめのない学校づくりへの取組」「問題トラブルへの適切な対応・相談体制」の２点について，適正に学校の取組を評価する。

平成２６年度 策定

平成３０年２月２８日 一部改定

平成３１年２月１８日 一部改定

令和 ２年４月 １日 一部改定

令和 ３年４月 １日 一部改定

令和 ４年４月 １日 一部改定

令和 ７年４月 ２日 一部改定